

## 6. 浦添市男女共同参画推進条例

平成19年12月25日

条例第38号

改正 平成30年3月29日条例第6号

### 目次

- 第1章 総則（第1条—第8条）
- 第2章 基本的施策（第9条—第16条）
- 第3章 男女共同参画審議会（第17条）
- 第4章 雑則（第18条）

### 附則

「すべての市民が太陽のように光り輝く、世界に開かれた活力あふれる平和で豊かな住みよいまち」、これが「ただこの都市（まち）・浦添」の目指す姿である。その姿を実現していくためには、すべての市民が男女の性別にかかわらず個人として尊重され、男女が社会の対等な構成員として、自らの意思によって社会のあらゆる分野の活動に参画する機会が確保されることが必要である。このため浦添市においては、男女共同参画社会の実現を目指し、様々な取組を進めてきた。

しかしながら、現状は、長い歴史の中で形成された性別による固定的な役割分担意識やこれに基づく社会通念、慣習、しきたり等が依然として根強く存在し、真の男女共同参画社会の実現には、なお多くの課題が残されており、その克服に向けてなお一層の努力が求められている。

ここに私たち浦添市民は、一人ひとりが輝き男女が共に責任を担いながら、多様な生き方を選択できる地域社会の実現を目指して、浦添市の男女共同参画の推進に関する基本理念を明らかにし、市、市民及び事業者が協働で男女共同参画を総合的かつ計画的に推進するため、この条例を制定する。

### 第1章 総則

#### （目的）

第1条 この条例は、男女共同参画の推進に関し、基本理念を定め、市、市民及び事業者の責務を明らかにするとともに、市の施策について基本的な事項を定めることにより、男女共同参画の総合的かつ計画的な推進を図り、もって男女共同参画社会を実現することを目的とする。

#### （定義）

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 男女共同参画 男女が社会の対等な構成員として、自らの意思によって社会のあらゆる分野における活動に参画する機会が確保され、もって男女が均等に政治的、経済的、社会的及び文化的利益を享受することができ、かつ、共に責任を担うことをいう。
- (2) 積極的改善措置 社会のあらゆる分野における活動に参画する機会についての男女間の格差を改善するため、必要な範囲において男女のいずれ

か一方に対し、当該機会を積極的に提供することをいう。

- (3) 事業者 営利又は非営利を問わず、市内において事業を行う個人及び法人その他の団体をいう。
- (4) セクシュアル・ハラスメント 性的な言動により相手方を不快にさせ、若しくは生活環境を害し、又は性的な言動に対する相手方の対応によって不利益を与えることをいう。
- (5) ドメスティック・バイオレンス 配偶者間等の男女の間における身体的又は精神的な苦痛を与える暴力行為をいう。

#### （基本理念）

第3条 男女共同参画の推進は、次に掲げる事項を基本理念として行われなければならない。

- (1) 男女の個人としての尊厳が重んぜられること、男女が性別による差別的扱いを受けないこと、男女が個人として能力を発揮する機会が確保されることその他の男女の人権が尊重されること。
- (2) 性別による固定的な役割分担等に基づく社会

の制度又は慣行が、男女の社会における活動の自由な選択に対して影響を及ぼすことのないように配慮されること。

(3) 男女が社会の対等な構成員として、市における政策又は事業者における方針の立案及び決定に共同して参画する機会が確保されること。

(4) 家族を構成する男女が、相互の協力及び社会の支援の下に、子の養育、家族の介護その他の家庭生活における活動について、家族の一員としての役割を円滑に果たし、かつ、社会生活における活動を行うことができること。

(5) 男女共同参画の推進は、国際社会における取組と協調の下に行われること。

#### (市の責務)

第4条市は、前条の基本理念（以下「基本理念」という。）にのっとり、男女共同参画の推進に関する施策（積極的改善措置を含む。以下同じ。）を総合的に策定し、及び実施する責務を有する。

2 市は、男女共同参画の推進に関する施策を実施するに当たっては、市民、事業者、国及び他の地方公共団体と連携し、及び協力するよう努めるものとする。

#### (市民の責務)

第5条 市民は、基本理念にのっとり、男女共同参画に関する理解を深め、その推進に努めるとともに、市が実施する男女共同参画の推進に関する施策に協力するよう努めなければならない。

#### (事業者の責務)

第6条 事業者は、基本理念にのっとり、その事業活動に関し、男女共同参画の推進に努めるとともに、市が実施する男女共同参画の推進に関する施策に協力するよう努めなければならない。

#### (性別による人権侵害の禁止)

第7条 何人も、社会のあらゆる分野において、性別による差別的取扱い、セクシュアル・ハラスメント、ドメスティック・バイオレンスその他の行為により男女の人権を侵害してはならない。

#### (公衆に表示する情報に関する配慮)

第8条 何人も、公衆に表示する情報において、性別による固定的な役割分担、男女間における暴力等を正当化する表現若しくは助長させる表現又は過度の性的な表現を行わないよう配慮しなければならない。

## 第2章 基本的施策

### (男女共同参画行動計画)

第9条 市長は、男女共同参画の推進に関する施策を総合的かつ計画的に実施するための男女共同参画行動計画を策定するものとする。

2 市長は、男女共同参画行動計画を策定するに当たっては、第17条の浦添市男女共同参画審議会（同条第1項及び次条第2項を除き、以下「審議会」という。）の意見を聴かななければならない。

3 市長は、男女共同参画行動計画を策定したときは、これを公表するものとする。

4 前2項の規定は、男女共同参画行動計画の変更について準用する。

### (施策の策定等に当たっての配慮及び積極的改善措置)

第10条 市は、あらゆる施策を策定し、及び実施するに当たっては、男女共同参画の推進に配慮するものとする。

2 市は、附属機関として設置する審議会等の委員を委嘱し、又は任命するときは、積極的改善措置を講ずることにより、男女の均衡を図るよう努めるものとする。

### (調査研究)

第11条 市は、男女共同参画の推進に関する施策に必要な調査研究を行うものとする。

（市民及び事業者の理解を深めるための措置）

第12条 市は、男女共同参画の推進に関して市民及び事業者の理解を深めるため、広報活動その他必要な措置を講ずるものとする。

### (市民及び事業者の活動への支援)

第13条 市は、市民及び事業者が男女共同参画の推進に関して行う活動を支援するため、情報の提供その他必要な措置を講ずるものとする。

### (拠点施設)

第14条 男女共同参画の推進に関する施策を実施し、及び市民及び事業者による男女共同参画の推進に関する取組を支援するため、浦添市市民協働・男女共同参画ハーモニーセンター（浦添市市民協働・男女共同参画ハーモニーセンターの設置及び管理に関する条例（平成19年条例第39号）に基づき設置された施設をいう。）を拠点施設とする。

（平30条例6・一部改正）

**(苦情の申出)**

第15条 市民及び事業者は、市が実施する男女共同参画の推進に関する施策又は男女共同参画の推進に影響を及ぼすと認められる施策について苦情があるときは、書面により、市長に申し出ることができる。

2 市長は、前項の規定による申出があったときは、必要に応じて審議会の意見を聴き、適切な措置を講じるものとする。

(実施状況の公表)

第16条 市長は、男女共同参画の推進に関する施策の実施状況を公表するものとする。

第3章 男女共同参画審議会

**(男女共同参画審議会)**

第17条 市長は、男女共同参画行動計画その他男女共同参画に関し必要な事項を調査審議させるため、浦添市男女共同参画審議会を置く。

2 この章に定めるもののほか、審議会の組織及び運営に関し必要な事項は、規則で定める。

第4章 雑則

**(委任)**

第18条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成20年4月1日から施行する。

(浦添市附属機関設置に関する条例の一部改正)

2 浦添市附属機関設置に関する条例(昭和47年条例第4号)の一部を次のように改正する。

[次のよう] 略

附 則(平成30年3月29日条例第6号)

この条例は、平成30年4月1日から施行する。

## 7. 浦添市男女共同参画推進条例施行等規則

平成19年12月28日

規則第36号

### (趣旨)

第1条 この規則は、浦添市男女共同参画推進条例（平成19年条例第38号。以下「条例」という。）の施行並びに浦添市男女共同参画審議会（以下「審議会」という。）の組織及び運営に関し必要な事項を定めるものとする。

### (定義)

第2条 この規則において使用する用語は、条例において使用する用語の例による。

### (苦情の申出)

第3条 条例第15条第1項の規定による苦情の申出は、浦添市男女共同参画推進の施策に係る苦情申出書（様式第1号）による。

### (苦情処理の通知)

第4条 市長は、前条の苦情の申出の処理について、その結果を浦添市男女共同参画推進の施策に係る苦情処理通知書（様式第2号）により当該申出者に通知するものとする。

### (任務)

第5条 審議会は、市長の諮問に応じて、次に掲げる事項について調査審議し、又は建議することができる。

- (1) 男女共同参画行動計画案の策定に関すること。
- (2) 男女共同参画社会の形成のための諸施策に関すること。
- (3) その他男女共同参画に関すること。

### (組織)

第6条 審議会は、委員15人以内で組織する。この場合において、男女のいずれか一方の委員の数は、委員総数の10分の4未満であってはならない。

2 委員は、次に掲げる者のうちから、市長が委嘱する。

- (1) 市民
- (2) 学識経験者
- (3) 各種団体に属する者

### (任期)

第7条 委員の任期は、2年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員は、再任されることができる。

### (会長及び副会長)

第8条 審議会に会長及び副会長を置き、委員の互選により選任する。

2 会長は、会務を総理し、審議会を代表する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるとき又は欠けたときは、その職務を代理する。

### (審議会)

第9条 審議会は、会長が招集し、会長が議長となる。

2 審議会は、委員の過半数が出席しなければ、会議を開き、議決することができない。

3 会議の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。

4 会長は、会議における審議の参考にするため必要があると認めるときは、委員でない者を会議に出席させ、意見を求めることができる。

5 この規則に定めるもののほか、審議会の運営に関し必要な事項は、会長が審議会に諮って定める。

### (委任)

第10条 この規則に定めるもののほか、この規則の施行に関し必要な事項は、市長が別に定める。

### 附 則

#### (施行期日)

1 この規則は、平成20年4月1日から施行する。

#### (浦添市男女共同参画審議会規則の廃止)

2 浦添市男女共同参画審議会規則（平成元年規則第13号）は、廃止する。

## 8. 浦添市性の多様性を尊重する社会を実現するための条例

令和3年3月23日

条例第8号

改正 令和3年9月29日条例第28号

本市は、まちづくりの基本理念に人間尊重・自立・平和を掲げ、すべての市民が太陽（ティーン）のようにいきいきと輝くまちづくりを目指している。私たちは、輝かしい歴史を誇り、新しい希望に満ちた“てだこの都市（まち）・浦添”の市民として平和で豊かな社会を実現しなければならない。

そのひとつとして本市では、性の多様性の尊重について理解の促進を図るため「レインボー都市うらそえ宣言」を行った。人には多様な性の形があり、誰もが自分らしく生きていく権利がある。自分自身の性の形とともに、自分とは違う多様な性の形があることを理解し、互いに尊重することで、偏見及び差別的取扱いがなく、人権が守られた平和で豊かな社会へとつながっていく。

よって、ここに、性の多様性を尊重する社会を実現するため、この条例を制定する。

### （目的）

第1条 この条例は、性の多様性を尊重する社会を実現するため、基本理念を定め、市の責務並びに市民等、事業者及び教育の役割を明らかにするとともに、市の施策の基本的事項を定めることにより、その施策を総合的、かつ、計画的に推進し、もって人が人として尊重され、性別等による偏見及び差別的取扱いを受けることなく生きることができる社会の実現を図ることを目的とする。

### （定義）

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 性の多様性を尊重する社会 人には多様な性の形があるということに対し理解があり、偏見及び差別的取扱いを受けることなく生きることができる社会をいう。
- (2) 性自認 自己の性別についての認識のことをいう。
- (3) 性的指向 人の性的関心（恋愛又は性的欲求）がどのような対象に向かうか（向かわない場合を含む。）を表す概念をいう。
- (4) 性別等 生物学的な性、性自認、性的指向及び性別表現（服装、仕草及び言葉遣い等で表現する性別）をいう。
- (5) 性的マイノリティ 性別等が多数者と異なる者をいう。
- (6) パートナーシップ 互いを人生のパートナーとして、日常生活において相互に協力し合うことを約束した二者間の関係であって、その一方又

は双方が性的マイノリティであるものをいう。

- (7) ドメスティック・バイオレンス等 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律（平成13年法律第31号）第1条第1項に規定する配偶者からの暴力及び同居しているか否かを問わず恋人など親密な関係の者からの暴力並びにストーカー行為等の規制等に関する法律（平成12年法律第81号）第2条第4項に規定するストーカー行為等をいう。
  - (8) ハラスメント 他者に対する発言や行動等が、本人の意図に関係なく、相手や周囲の者を不快にさせ、尊厳を傷つけ、不利益を与え、又は脅威を与えることをいう。
  - (9) 市民等 市内に住所を有する者、市内の事業所又は事務所に勤務する者及び市内の学校に在学する者をいう。
  - (10) 事業者 営利又は非営利を問わず、市内において事業活動を行う個人及び法人その他の団体をいう。
- （令3条例28・一部改正）

### （基本理念）

第3条 性の多様性を尊重する社会を実現するため、次に掲げる事項を基本理念として推進するものとする。

- (1) 性別等による社会的な偏見及び差別的取扱いをなくし、多様な性の形があることが理解され尊重されること。
- (2) 誰もが性別等による社会的な偏見及び差別意識にとらわれることなく、その個性と能力を十分

に発揮し、自らの意思と責任により多様な生き方を選択できること。

(3) あらゆる教育の場において、性の多様性の尊重について理解を深めるための取組が行われること。

**(市の責務)**

第4条 市は、前条に規定する基本理念にのっとり、性の多様性を尊重する社会を実現するための施策を総合的かつ計画的に実施するものとする。

2 市は、市民等、事業者、国及び他の地方公共団体と協働し、前項の施策に取り組むものとする。

3 市は、性の多様性に配慮した職場環境の整備に努めるものとする。

4 市は、国際社会及び国内における性の多様性の尊重に関する取組について、情報収集を行い、地域の実情に鑑み、本市の施策に取り入れるよう努めるものとする。

5 市は、性別等による一切の差別を行ってはならない。

**(市民等の役割)**

第5条 市民等は、社会のあらゆる分野の活動において、性の多様性の尊重について理解を深めこれを実現するよう努めるものとする。

2 市民等は、市が実施する施策に協力するよう努めるものとする。

**(事業者の役割)**

第6条 事業者は、性の多様性の尊重について理解を深めるとともに、市が実施する施策に協力するよう努めるものとする。

2 事業者は、その事業活動を行うに当たって、性の多様性に配慮した職場環境の整備に努めるものとする。

**(教育の役割)**

第7条 あらゆる教育に関わる者は、教育の場において、性の多様性を尊重する意識の形成に配慮した教育を行うよう努めるものとする。

**(性別等による人権侵害の禁止)**

第8条 何人も、社会のあらゆる分野において、次の各号に掲げる行為を行ってはならない。

(1) 性的マイノリティであることを理由とする差別的取扱い又はハラスメントを行うこと。

(2) 性的マイノリティであることを、本人の意に反して公にすること。

(3) 性的マイノリティであることの公表を強要し、又は禁止すること。

(4) ドメスティック・バイオレンス等を行うこと。

**(性の多様性を尊重する社会を実現する行動計画)**

第9条 市は、性の多様性を尊重する社会を実現する施策を総合的かつ計画的に推進するために、性の多様性を尊重する社会を実現する行動計画（以下「行動計画」という。）を策定し、これを公表するものとする。この場合において、行動計画は、浦添市男女共同参画推進条例（平成19年条例第38号。以下「男女共同参画条例」という。）第9条第1項に規定する男女共同参画行動計画と併せて策定することができる。

2 市は、行動計画の策定に当たって、あらかじめ男女共同参画条例第17条第1項に規定する浦添市男女共同参画審議会の意見を聴かなければならない。

**(パートナーシップ宣誓証明)**

第10条 市長は、第3条に規定する基本理念に基づき、公序良俗に反しない限りにおいて、パートナーシップ宣誓証明書を交付することができる。

2 パートナーシップ宣誓証明書の申請手続その他必要な事項は、規則で定める。

3 市、市民等及び事業者は、その活動の中で、市長が交付するパートナーシップ宣誓証明書を提示されたときは、この条例の基本理念を尊重し、公平に取り扱うよう努めなければならない。

**(拠点施設)**

第11条 性の多様性を尊重する社会を実現するため、浦添市市民協働・男女共同参画ハーモニーセンターの設置及び管理に関する条例（平成19年条例第39号）第1条に規定するハーモニーセンターをその拠点施設とする。

2 市は、前項に規定する施設において、次条に規定する相談又は苦情への対応のほか、この条例の目的を達成する事業を行うものとする。

**(相談及び苦情の申出)**

第12条 市民等及び事業者は、市が実施する性の多様性の尊重の推進に関する施策又は性の多様性の尊重の推進に影響を及ぼすと認められる施策について相談又は苦情があるときは、書面等により、市長に申し出ることができる。

2 市長は、前項の規定による申出があったときは、必要に応じて浦添市男女共同参画審議会の意見を聴き、適切な措置を講ずる。

**(委任)**

第13条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

この条例は、令和3年10月1日から施行する。

附 則（令和3年9月29日条例第28号）

この条例は、公布の日から施行する。

## 9. 浦添市男女共同参画施策推進本部設置規程

平成10年1月27日

訓令甲第1号

改正 平成17年6月27日訓令甲第17号

平成18年2月24日訓令甲第3号

平成18年12月22日訓令甲第25号

平成19年3月30日訓令甲第15号

平成22年3月26日訓令甲第8号

平成28年11月28日訓令甲第29号

平成30年3月14日訓令甲第6号

注 平成28年11月から改正経過を注記した。

### (設置)

第1条 男女共同参画に関する施策を総合的に推進するため、浦添市男女共同参画施策推進本部（以下「推進本部」という。）を置く。

（平28訓令甲29・一部改正）

### (所掌事務)

第2条 推進本部の所掌事務は、次に掲げる事項とする。

- (1) 男女共同参画行政に関する施策の効果的な推進に関すること。
- (2) 男女共同参画行政に関連する事業の総合調整に関すること。
- (3) その他男女共同参画行政に必要な事項に関すること。

### (組織)

第3条 推進本部は、本部長、副本部長、本部委員をもって組織する。

- 2 本部長は、副市長をもって充てる。
- 3 副本部長は、市民部長をもって充てる。
- 4 本部委員は、浦添市市政運営会議規程（平成10年訓令甲第3号）第13条第1項に規定する部長会議の構成員をもって充てる。ただし、副市長及び市民部長は除くものとする。
- 5 本部長、副本部長及び本部委員の任命については、別に辞令を用いることなくそれぞれの職に命ぜられたものとする。

（平28訓令甲29・平30訓令甲6・一部改正）

### (本部長又は副本部長)

第4条 本部長は、推進本部を総理する。

- 2 副本部長は、本部長を補佐し、本部長に事故があるとき、又は本部長が欠けたときは、その職務

を代理する。

### (会議)

第5条 推進本部の会議は、必要に応じ本部長が招集し、本部長が議長となる。

2 推進本部の会議は、推進本部構成員の過半数の出席がなければ開くことができない。

3 本部長は、必要があると認めるときは、推進本部構成員以外の者を推進本部の会議に出席させ、その説明又は意見を聴くことができる。

（平28訓令甲29・一部改正）

### (庶務)

第6条 推進本部の庶務は、市民部市民協働・男女共同参画課において処理する。

（平30訓令甲6・一部改正）

### (雑則)

第7条 この訓令に定めるもののほか、推進本部の運営に関し必要な事項は、本部長が推進本部の会議に諮って定める。

（平28訓令甲29・一部改正）

### 附 則

- 1 この訓令は、公布の日から施行する。
- 2 浦添市女性施策推進本部設置要綱（平成4年訓令甲第1号）は、廃止する。

附 則（平成17年6月27日訓令甲第17号）

この訓令は、平成17年6月27日から施行する。

附 則（平成18年2月24日訓令甲第3号）

この訓令は、平成18年3月1日から施行する。

附 則（平成18年12月22日訓令甲第25号）  
この訓令は、平成19年4月1日から施行する。

附 則（平成19年3月30日訓令甲第15号）  
この訓令は、平成19年4月1日から施行する。

附 則（平成22年3月26日訓令甲第8号）  
この訓令は、平成22年4月1日から施行する。

附 則（平成28年11月28日訓令甲第29号）  
この訓令は、平成28年11月28日から施行する。

附 則（平成30年3月14日訓令甲第6号）  
この訓令は、平成30年4月1日から施行する。



## **第3次浦添市男女共同参画行動計画(改訂版)**

(浦添市働く女性の活躍推進計画)(浦添市配偶者等からの暴力防止及び被害者支援基本計画)

**【浦添市性の多様性を尊重する社会を実現する行動計画】**

2022(令和4年)年3月

発行：浦添市 市民部 市民協働・男女共同参画課

(浦添市市民協働・男女共同参画ハーモニーセンター)

住所：〒901-2114 沖縄県浦添市安波茶2-3-5

電話：(098) 874-5711 (直通)